

# 9月定例会を終えて

## 可決された主な議案

### 条例関係

9月3日から13日までの11日間で開催  
国は、10月1日から保育料無償化を実施する。

0歳から2歳までの住民税課税世帯が対象外となつてゐるため、町単独で無償にすることにした。これにより、全利用者の保育料が無償化される。

住宅店舗リフォーム等助成事業は、下水道接続、3世代同居、エコリフォームの3種があり、対象工事費の下限額が50万円とされている。

利用されることの多いペアガラスサッシへの交換などが50万円に満たないため、対象外となることが多い。下限額を引き下げ、利用しやすい事業にすべきとの意見があつた。

飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の制定についてなど5件

### 予 算

令和元年度飯南町一般会計補正予算  
(第2号)など7件

### 諸議案

飯南町過疎地域自立促進計画の変更  
など2件

### 報 告

平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告など2件

平成30年度飯南町各会計の歳入歳出決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置した。

## 特別委員会を設置

委 員 長	景山 登美男
副委員長	門 真一郎
委 員	伊藤 好晴
委 員	瀧尻 行雄
委 員	高橋 英次
委 員	安部 丘

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出

「新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出」が議員発議された。全会一致で可決し、衆参両院議長および内閣総理大臣はじめ関係大臣に提出する。

議案の要旨は以下の通り。

昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたり特別措置法が制定され、総合的な過疎対策事業の実施により、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興などに成果をあげてきた。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末をもつて失効する。引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、そこに住み続ける住民が、安心・安全に暮らせる地域として維持されることが必要である。よつて、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

## [令和元年度 一般会計補正予算]

プレミアム付商品券事業2000万円の増額、障がい者福祉施設整備事業3065万円の増額、防災情報システム整備費2803万円の増額、長期債繰上償還元利金1億6400万円の増額など

2億7571万円 増額

会 計 名	補正予算額	予 算 総 額
一 般 会 計	2億7571万円	92億2254万円
特別会計	国民健康保険事業	317万円
	後期高齢者医療事業	20万円
簡易水道事業会計	275万円	6億1498万円
病院事業会計	733万円	12億6421万円